

## 令和3年度の調査審議の進め方について

令和3年4月26日  
独立行政法人評価制度委員会

## 1 見直し対象法人に係る調査審議について

- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成31年3月12日総務大臣決定）並びに「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和2年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）の趣旨を踏まえ、以下のとおり調査審議を行う。
  - ～8月 主務省・法人役員等との意見交換
    - ※ 昨年に引き続き、各法人の使命等について早い段階から主務省との間で共通認識を作り、それを基に目標案の議論が進められるよう工夫
    - ※ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人を取り巻く関係者（ステークホルダー）との意見交換を実施
  - 9月～11月 見込評価及び業務・組織見直しに係る審議
    - ※ 各法人の見込評価及び業務・組織見直しに対して必要に応じて意見を述べるとともに、その結果及び各法人の使命等に係る認識に基づき、次期目標の策定に当たっての留意事項を取りまとめ
    - ※ 並行して、例年同様、評価部会を中心に、年度評価等の結果について点検
  - 12月～2月 次期中（長）期目標案の審議
    - ※ 各法人の次期中（長）期目標案に対して必要に応じて意見を述べる
- ・ これらの取組については、評価部会において具体的な検討を行った上で委員会に報告し、委員会で検討・必要な意見等の取りまとめを行うこととする。また、法人の取組事例について、随時、委員会又は評価部会において紹介する機会を設けることとする。

## 2 国立大学法人等に係る調査審議について

- ・ 本年度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に係る見込評価及び組織・業務見直しの内容が、6月下旬～7月上旬頃に当委員会に通知される予定。
- ・ 文部科学省・国立大学評価委員会等との意見交換を行いつつ、7月の委員会で検討の観点について審議。
- ・ 当該観点に基づいて検討を進め、10月の委員会で見込評価及び組織・業務見直しに係る審議を行い、必要に応じて意見等を述べる。
- ・ これらの取組については、評価部会において具体的な検討を行った上で委員会に報告し、委員会で検討・必要な意見等の取りまとめを行うこととする。
- ・ なお、調査審議に当たっては、高い自主性・自律性など国立大学法人等の特性に配慮する。

## 3 独立行政法人制度改正フォローアップ調査（FU調査）について

- ・ 主務省・法人から提出された調査票の内容を事務局において確認し、7月の評価部会で集計結果の速報値を報告する予定。
- ・ 評価部会での指摘や主務省・法人との意見交換の結果に基づき、事務局において更に分析を進め、2月の委員会で結果を報告する予定。

#### 4 独立行政法人会計基準等の改訂について

- ・ 令和3年度の主な調査審議事項として、「収益認識に関する会計基準」、「時価の算定に関する会計基準」及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」を踏まえた独立行政法人会計基準の改訂について、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会との共同ワーキング・チームで検討を進め、令和3年秋頃を目途に取りまとめるとともに、委員会へ報告する予定。

※ 調査審議の進め方や日程等については、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮して対応していくこととする。

## 令和3年度委員会日程について（現時点の予定）

※ 今後、追加・変更等があり得る。

4月26日（月）委員会（令和3年度の調査審議の進め方）

（評価部会ユニットによる主務省／法人ヒアリング）～9月頃まで

7月8日（木）委員会・評価部会

（8月末 見込評価書・業務見直し結果公表（各府省））

（9月下旬 評価部会ユニットにおける検討）

10月14日（木）委員会

11月22日（月）委員会

【令和4年】

（1月下旬 評価部会）

2月中旬 委員会

※会計基準等部会は、別途随時開催